

実施要綱

2017年8月

公益社団法人日本武術太極拳連盟

下記に基づいて本年度の長拳公認普及指導員養成講習会・認定試験を実施する。

記

1. 実施期間：

2017年10月1日以降2018年2月28日までの期間で、都道府県連盟が設定する土曜日、日曜日、祭日のいずれか1日で実施する。

2. 実施内容：

土曜日、日曜日、祭日のいずれか1日、午前・午後の2単元で下記の科目の講習と認定試験を実施する。
—実技講習；①カンフー体操1、②カンフー体操2、③入門長拳。以上の3種目の分解号令法の講習を実施する。

—学科講習；午前1時間、テキスト『普及用長拳』（赤い表紙の改訂版）で講習を行う。

—認定試験；下記の2科目の試験を行う。

①実技試験（分解号令法試験＝内容：カンフー体操1、カンフー体操2、入門長拳の3種目。）

②学科試験（テキスト『普及用長拳』の中から、技術用語等を問う択一式解答方式による試験を行う。）

注；受講・受験者は必ず、学科講習会と分解号令法の実技講習に参加しなければならないものとし、この講習に参加しない者は、資格の認定を行わないものとする。

3. 参加資格：都道府県連盟が推薦する、長拳技能検定3級以上の資格を有する者。（2017年度前期までに、3級を登録している者）

4. 年齢制限：

認定実施日を基準として、満15歳以上であること。この年齢に満たない者は、受講・受験する事はできない。

5. 実施組織：

単一または複数の都道府県連盟、またはブロック（日本連盟のブロック会議規定によるブロック）が実施する。

6. 認定委員：

日本連盟専門委員会のジュニア普及委員会が認定委員を委嘱・派遣する。

（長拳公認B級指導員の中から開催地の状況を考慮し、ジュニア普及委員会が2名を選任する。）

7. 合格基準：

1) 学科試験；100ポイント中、80～100ポイント取得者をA判定、60～79ポイント取得者をB判定、59ポイント以下をC判定とする。

- 2) 実技試験；①カンフー体操1、②カンフー体操2、③入門長拳。
分解号令法試験においてA、B、Cの三段階評価を行う。

合格基準：学科試験と、実技試験（分解号令法試験）の2科目いずれもが
AまたはB評価であれば長拳普及指導員認定〈合格〉とする。
2科目のうち、1科目でもC評価があれば、〈不合格〉とする。

8. 統一タイムスケジュール：

下記の統一タイムスケジュールで実施する。なお、開催地の状況によってスケジュールは柔軟に対応する。

9：00～	9：10	開講・諸注意
9：10～	10：10	学科講習（講義のできる会場 又は 体育館で画板対応）
10：10～	10：30	休憩・自習
10：30～	11：30	学科試験（講義のできる会場 又は 体育館で画板対応）
11：30～	12：30	昼食・休憩
12：30～	13：30	実技講習（①カンフー体操1、②カンフー体操2、 ③入門長拳の分解号令法）
13：30～	15：00	分解号令法試験（内容は同上の套路）
15：10		閉講式・解散

9. 実施日程

- | | |
|---------------|--|
| ① 2017年8月 | 実施要綱・申込関係書類 送付（日本連盟から都道府県連盟に） |
| ② 実施2ヶ月前 | 実施申請書〈書式1〉提出（都道府県連盟から日本連盟に） |
| ③ 実施1ヶ月前 | 担当認定委員氏名通知（日本連盟から都道府県連盟に） |
| ④ 実施1ヶ月前 | 受講・受験申請書〈書式2〉（受験者全員分）
受講申請者一覧表〈書式3〉送付（原本を都道府県連盟から日本連盟に、コピーは都道府県連盟が保管） |
| ⑤ 上記④の書類が届き次第 | 「受講・受験票」
判定結果記入用紙〈書式4〉送付（日本連盟から都道府県連盟に） |
| ⑥ 上記⑤の書類が届き次第 | 「受講・受験票」作成送付（都道府県連盟から受験者に）
判定結果記入用紙〈書式4〉作成
なお、学科試験問題解答用紙は、認定委員が日本連盟から受領し、実施地に持参する。 |
| ⑦ 実施 | 認定委員が判定結果記入用紙〈書式4〉に判定結果を記入し、
認定委員全員が署名をした後、ただちに日本連盟に送付する。 |
| ⑧ 実施後2週間以内 | 判定通知・登録料納付期限案内（日本連盟から都道府県連盟に） |
| ⑨ 実施後2ヶ月以内 | 登録料・登録料一括納付書〈書式5〉、登録者の証明書用写真送付
（都道府県連盟から日本連盟に） |
| ⑩ 実施後3ヶ月以内 | 「認定証」、「証明書」送付（日本連盟から都道府県連盟に） |

10. 実施手続き

上記の実施日程に基づき、

① 2017年8月 実施要綱・申込関係書類送付；

日本連盟から都道府県連盟宛に、実施要綱および実施申請書〈書式1〉、受講受験申請書〈書式2〉、受験申請者一覧表〈書式3〉を送付する。

② 実施2ヶ月前 実施申請書〈書式1〉提出；

都道府県連盟は、実施日と実施会場を設定次第、〈書式1〉に、参加予定（予想）人数を含む所定事項を記入し、日本連盟宛に送付する。認定委員の日程調整、交通機関予約等を考慮し、実施日の遅くとも2ヶ月前に日本連盟宛に送付すること。

③ 実施1ヶ月前 担当認定委員氏名通知；

日本連盟は、遅くとも実施の1ヶ月前までに認定委員2名を決定して、実施都道府県連盟に書面で通知する。都道府県連盟はこれに基づいて認定委員と直接連絡を取り、到着日時の確認を行う。

④ 実施1ヶ月前 受講受験申請書〈書式2〉、受験申請者一覧表〈書式3〉を送付；

都道府県連盟は、受講・受験者毎に作成された受講・受験申請書〈書式2〉に必要事項を記入・捺印し、受験申請者一覧表〈書式3〉に受講・受験者の氏名を記入し、原本を日本連盟に送付する。

都道府県連盟は、〈書式2〉、〈書式3〉ともコピーをとり保管する。

⑤ 「受講・受験票」、判定結果記入用紙〈書式4〉送付；

日本連盟は、上記の書類を都道府県連盟から受領次第、未記入の「受講・受験票」（人数分）および、未記入の判定結果記入用紙〈書式4〉を都道府県連盟に送付する。

⑥ 「受講・受験票」送付・作成、判定結果記入用紙〈書式4〉作成；

都道府県連盟は、「受講・受験票」に受講者の氏名、団体名等を記入して作成し、受講者宛に事前に送付する。また、判定結果記入用紙〈書式4〉に受講者の氏名等を記入して実施に備える。

⑦ 実施；

実施日に判定結果記入用紙〈書式4〉を認定委員に渡し、認定委員は判定結果を記入して、認定委員全員が署名をし、ただちに日本連盟に送付する。なお、学科試験問題解答用紙は、認定委員が必要部数を日本連盟から受領し、実施地に持参する。

⑧ 判定通知・登録料納付期限案内；

日本連盟は、承認済みの判定結果記入用紙〈書式4〉を実施後2週間以内に都道府県連盟宛に送付して合否判定結果を通知し、長拳普及指導員資格の資格登録料の納付期限（おおむね実施後2ヶ月以内で設定）を案内する。

⑨ 登録確認書・登録料一括納付書〈書式5〉、証明書用写真（1人1枚）提出、登録料入金；

都道府県連盟は、登録料納付期限までに、登録確認書（日本連盟から送付された承認済みの判定結果記入用紙〈書式4〉の登録確認欄に○印を付したもの）、登録料一括納付書〈書式5〉と証明書用の写真（1人1枚、白黒またはカラー、 2.5×3 cm、裏面に本人の氏名を記入）を日本連盟に送付し、指定銀行口座に登録料の合計金額を振り込む。

⑩ 「認定証」、「証明書」送付；

日本連盟は、登録料の納付を確認した後に、おおむね実施後3ヶ月以内を目途として、「認定証」、「証明書」を作成し、都道府県連盟に送付し、一連の手続きを完了する。

1 1. 登録料と資格存続期間

本資格の登録料は、一人7千円とする。資格存続期間は登録日から4年とし、更新手続きにより資格を更新することができる。

都道府県連盟は、7千円のうち2千円を取扱手数料として留保し、一人につき5千円を日本連盟に送付する。

1 2. 運営経費と受講・受験料の設定基準

講習会と認定試験は、実施する都道府県連盟の責任のもとに企画・運営される。そのため受講・受験者の参加費用（受講・受験料）は、全国一律に定めるのではなく、参加人数に基づいてある程度変動しても良いものとするが、この資格の主旨に照らし、参加者負担額を出来るだけ低廉に保たなければならない。

下記に参考として費用基準を示すが、開催地の実情に応じて調整する事が出来る。

実施予算例；

認定委員謝金	一人1万5千円×二人＝	3万円（固定額）
同上 旅費	一人2万円×二人＝	4万円（実情に応じて変動）
同上 滞在費	一人1万円（一泊朝食付き）×二人	2万円（同上、※宿泊の必要がある場合に限る）
同上 食費	一人1日5千円×二人＝	1万円（同上）
会場費・事務費・人件費＝		2万円（同上）
予備費＝		1万円（同上）
	合計	13万円

－参加者が15名以上見込める場合は、受講・受験料は、一人1万円とする。

－15人を大幅に上回る事が見込める場合は、上記の金額よりも低額にすることが出来る。

－県連盟が助成する場合は、参加人数がすくなくとも、一人1万円より低額にすることが出来る。

－参加者が10人前後を想定する場合は、受講・受験料は一人1万5千円として実施予算を確保する。

－参加者が更に少ない場合でも、一人1万5千円を超えることがないように、県連盟が不足額を助成するか、又は、複数県が共同実施して参加人数を確保する。

1 3. 教材

－教材として使用する『普及用長拳』（日本連盟発行：一冊1,540円）は受講者が事前に加盟団体を通じて各自で購入し、事前学習を行う。実施組織（都道府県連盟）や日本連盟は、受講者に対して教材を配布しない。

1 4. 持参するもの

「受講・受験票」、運動着、体育館用シューズ、筆記用具、教材

当日「受講・受験票」を持参しなかった者は、講習会・認定試験に参加できない。

以上

公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

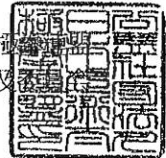
〒132-0025 東京都江戸川区松江1-9-15
TEL 03-6231-4911 FAX 03-6231-4955
1-9-15, Matsue, Edogawa-ku, Tokyo JAPAN
http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

参考

文発第3609号
2017年8月28日

都道府県連盟代表 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟
ジュニア普及



2017年度(第18期)長拳公認普及指導員認定事業 実施要綱・関係書類送付の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につき、下記の書類を同封してご案内申し上げます。

- 1) 実施要綱(2部)
- 2) 「実施申請書」<書式1>(1部)
- 3) 「受講・受験申請書」<書式2>(2部=複写して使用)
- 4) 「受験申請者一覧表」<書式3>(1部)

本事業は、日本連盟ジュニア普及委員会が認定委員を委嘱・派遣し、実施されます。
認定委員は、2002年度から2016年度に実施された長拳公認B・C級認定事業で資格を取得したB級指導員のなかから選出し、一会場に2名を派遣します。

2009年度より条件を下記のように変更しています。

要綱1p-2. 実施内容:新たに、カンフー体操1・2 入門長拳 の分解号令法試験を追加して行なう。

(2008年度までは号令法の講習会のみ。)

要綱1p-3. 参加資格:都道府県連盟が推薦する、長拳技能検定3級以上の資格を有する者。
(2017年度前期までに、3級に合格、登録している者)

(2008年度までは4級以上。)

要綱1p-4. 年齢制限:

認定実施日を基準として、満15歳以上であること。この年齢に満たない者は、受講・受験する事はできない。(2008年度までは18歳以上。)

長拳の普及に長期的な視野から取り組んでいただくことが、各地における武術太極拳の将来の発展を支える非常に重要な鍵となります。同封の実施要綱を御参照のうえ、各都道府県におかれましては長拳公認普及指導員の養成に積極的にお取り組みいただき、養成講習会・認定試験の実施を企画していただくようお願いいたします。

敬具

同封書類: 都道府県連盟= 1) ~ 4)